

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により大規模小売店舗の届出があったため、同条第 3 項の規定において準用する法第 5 条第 3 項の規定により公告し、縦覧に供します。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、法第 8 条第 2 項の規定により、この公告の日から 4 月以内に、市に意見書を提出することができます。

2019 年（平成 31 年）4 月 2 日

福山市長 枝 廣 直 幹

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 青山王子ショッピングタウン

所在地 福山市王子町一丁目 3 番ほか

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 青山商事株式会社 代表取締役 宮前省三

福山市王子町一丁目 3 番 5 号

王子建物有限会社 代表取締役 藤井弘美

福山市東深津町五丁目 17 番 17 号

(変更後) 青山商事株式会社 代表取締役 青山 理

福山市王子町一丁目 3 番 5 号

王子建物有限会社 代表取締役 藤井弘美

福山市東深津町五丁目 17 番 17 号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 別紙のとおり

(変更後) 別紙のとおり

3 変更の年月日

(1) 2005 年（平成 17 年）6 月 29 日

(2) 別紙のとおり

4 変更する理由

(1) 代表者交代のため

(2) 別紙のとおり

5 届出年月日

2019 年（平成 31 年）3 月 5 日

6 縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

福山市経済環境局経済部産業振興課及び福山市総務局総務部情報管理課（市政情報室）

(2) 縦覧期間

2019 年（平成 31 年）4 月 2 日から 2019 年（平成 31 年）8 月 2 日まで

7 意見書の提出

(1) 提出期限

2019年（平成31年）8月2日

(2) 提出先

福山市経済環境局経済部産業振興課

別紙

(変更前)

小 売 業 者		住 所	変更年月日・理由
氏名 (名称)	代表者 (法人の場合)		
青山商事株式会社	代表取締役 宮前省三	福山市王子町一丁目 3 番 5 号	
株式会社青互	代表取締役 一色敬義	福山市王子町一丁目 2 番 5 号	

(変更後①)

小 売 業 者		住 所	変更年月日・理由
氏名 (名称)	代表者 (法人の場合)		
青山商事株式会社	<u>代表取締役 青山 理</u>	福山市王子町一丁目 3 番 5 号	2005 年 6 月 29 日 代表者交代のため
株式会社青互	<u>代表取締役 福永兼一</u>	<u>福山市王子町二丁目 14 番 38 号</u>	2002 年 12 月 3 日付新設届出時 に住所を誤記入 2009 年 5 月 26 日 代表者交代のため

(変更後②)

小 売 業 者		住 所	変更年月日・理由
氏名 (名称)	代表者 (法人の場合)		
青山商事株式会社	代表取締役 青山 理	福山市王子町一丁目 3 番 5 号	
株式会社青互	<u>代表取締役 畑山房則</u>	福山市王子町二丁目 14 番 38 号	2011 年 5 月 24 日 代表者交代のため

※変更箇所は下線で表示